

平成二十年十一月六日提出
質問第一九五号

「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」等に関する第三
回質問主意書

提出者 山井和則

「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」等に関する第三

回質問主意書

十月二日の民主党厚生労働部門・総務部門合同会議に社会保険庁が提出した資料「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算について（資料Ⅲ）」について質問する。

資料の中には平成二十年五月から六月末日までの状況として、記録訂正された三十五人の性別、年齢等が記載されている。その内、番号1から35の記録訂正者の性別、年齢は以下の通りである。

- 1 男性・八十四歳
- 2 女性・九十三歳
- 3 女性・八十二歳
- 4 男性・六十七歳
- 5 女性・八十四歳
- 6 男性・七十一歳
- 7 女性・七十歳

20	女性・七十八歳
19	女性・六十七歳
18	女性・八十一歳
17	男性・六十八歳
16	女性・六十五歳
15	女性・八十歳
14	男性・六十五歳
13	女性・八十一歳
12	女性・六十五歳
11	男性・六十九歳
10	女性・七十四歳
9	女性・七十歳
8	男性・六十六歳

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
男性・六十八歳	女性・七十四歳	男性・七十四歳	女性・六十六歳	男性・七十五歳	女性・七十九歳	男性・六十四歳	男性・六十六歳	女性・八十四歳	女性・七十六歳	男性・六十九歳	女性・七十歳	女性・七十九歳

34 男性・六十三歳

35 女性・七十八歳

一 三十五人の、無年金から記録訂正により年金が受給できることになった被害者には、それぞれ「いつまでに今まで支払われてこなかった全額を支払う」と通知しているのか。まだ、「いつまでに全額支払う」か通知していない被害者はいるのか。いるならどの事例か。

二 三十五人すべてに対して、謝罪はしたのか否か。ご自宅まで訪問して謝罪したのか否か。今後、ご自宅まで訪問して謝罪する予定はあるのか否か。お答え頂きたい。

三 三十五人に対して、過去に、「謝罪するように」という指示を社会保険庁から各社会保険事務所に出したことがあるのか。あるなら、いつどのような内容で指示したのか。口頭なのか書面でなのか。

四 三十五人にはいつまでに正しい年金が全額支払われるのか。

五 三十五人のうち、すでにお亡くなりになられた方はいるのか。入院中の方はいるのか。介護施設に入所中の方はいるのか。闘病中の方はいるのか。

右質問する。